

第64回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成26年8月8日（金）10:00～12:00

場所 道庁本庁舎 7階 共用A会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 第6回提案の答申後の経過等について
- (2) 平成24年度道民アイデアの第1次整理について
 - ・ 農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
 - ・ エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
 - ・ エゾシカの現地での埋設処理
 - ・ 総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲
 - ・ 超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲
- (3) 第7回提案に向けた道庁内検討項目について
- (4) 「提案募集方式」による提案について
- (5) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 平成24年度道民アイデア等の審議状況
- 資料2-1 第6回答申以降の動き
- 資料2-2 道州制特区推進法に基づく国への第6回提案(骨子案)についての市町村からの意見と道の考え方
- 資料2-3 道州制特区推進法に基づく国への第6回提案(骨子案)についての意見募集結果
- 資料2-4 道州制特別区域基本方針の変更についての提案について
- 資料3-1 農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
- 資料3-2 エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
- 資料3-3 エゾシカの現地での埋設処理
- 資料3-4 総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲
- 資料3-5 超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲
- 資料4 「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（H25.9.13）に掲載された事務・権限のうち4次一括法で移譲されなかったもの
- 資料5 地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について

参考資料1-1 農業委員会の共同設置を可能とする特例措置（1）

参考資料1-2 農業委員会の共同設置を可能とする特例措置（2）

参考資料2-1 エゾシカ対策関係資料（1）

参考資料2-2 エゾシカ対策関係資料（2）

参考資料3 総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲

参考資料4 超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲

第63回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成26年5月29日（木）10:00～12:00

■開催場所：道庁別館 8階 1号会議室

■審議結果概要

議事（1）平成24年度道民アイデアの第1次整理について

○「エゾシカを対象とした『わな猟』の通年実施」(No.415)、
「エゾシカの現地での埋設処理」(No.419)、
「地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制」(No.418)、
「公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区」(No.422)
の4項目について、第1次整理を行った結果、No.415、419については、関連情報等を収集・整理の上、検討を継続することとし、他の2項目については、いずれも一旦検討を終了

議事（2）提案募集方式について

○提案募集方式の概要について、事務局から説明。

議事（3）今後の検討項目について

○第7回答申に向けた検討項目等に関する考え方について、事務局から説明。

平成24年度道民アイデア等の審議状況

No.	整理番号	アイデア名	分類			審議状況					備考	
			大分類	中分類	小分類	第60回	第61回	第62回	第63回	第64回		
1	405	3512 H	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	継続検討	→→→	→→→	→→→	審議	
2	406	3513 I	外国語教育の推進	教育・学校	教育・学校	教育・学校		一次整理				
3	407	4510 F	水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策						
4	408	1516 F	「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等	環境保全	環境推進	その他						
5	409	1517 J	保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理					
6	410	1518 J	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理					
7	411	1519 H	総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他					審議	
8	412	4511 H	帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		一次整理				
9	413	4512 E	最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備					審議	
10	414	4513 D	二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化			一次整理			
11	415	4514 F	エゾシカを対象とした「わな獺」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全				継続検討	審議	
12	416	4515 D	一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成			一次整理			
13	417	3514 J	外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		一次整理				
14	418	3515 F	地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全				一次整理		
15	419	1520 F	エゾシカの現地での埋設処理	環境保全	環境保全	環境保全				継続検討	審議	
16	420	1521 D	温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策						
17	421	4516 H	超短波放送(コミュニティFM)の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他					審議	
18	422	3516 D	公的機関によるRMT(リアルマネートレード)運営特区	経済振興対策	産業振興	その他				一次整理		
19	423	2512 D	国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策						
20	424	4517 C	国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大						
21	425	4518 H	独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大						

※アイデアを受理した期間：平成24年4月～平成25年3月

第 6 回答申以降の動き

- H26. 4. 10 提案検討委員会から道への答申（第 6 回）
（河西会長から高井副知事に答申書を手交）

- H26. 4. 11
～ 5. 12 パブリックコメント・市町村意見照会

- H26. 5. 14 北海道議会（道州制・地方分権等推進調査特別委員会）
（答申の概要等を報告）

- H26. 6. 12 道州制推進本部員会議（本部長：高橋知事）
（国への第 6 回提案を道議会に議案提出する旨を決定）

- H26. 7. 4 北海道議会で議決（全会一致）

- H26. 7. 10 国への正式提案（高井副知事から内閣審議官に手交）

- H26. 7 月～ 関係省庁との調整

----- 今後の見込み -----

○H27. 2 月頃 道州制推進本部会議（国）、閣議決定（基本方針変更）

○H27 年度 北海道道州制特区計画の変更

**道州制特区推進法に基づく国への第6回提案（骨子案）についての
市町村からの意見と道の考え方**

【第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲】

振興局名	市町村名	意見	意見に対する道の考え方
石狩	石狩市	権限委譲によって、隣接していない市町村への旅行商品の造成・販売、相互参入が可能となることから、現在、第3種旅行者がない本市にとっても、今後、市内での着地型観光のコンテンツの幅が広がる契機となり、地域経済の活性化につながるものとする。	本提案の実現により、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりを活発化させ、本道の観光振興や地域経済の活性化につなげていくよう努力して参ります。 なお、第3種旅行者の実施区域は国土交通大臣の認定を受けた「観光圏」の区域内までの拡大を想定しております。
釧路	釧路市	第2種旅行者の利点について、どのように考えているのか。（観光圏に入っていれば、第3種旅行者でも隣接しない市町村の旅行商品が造成可能となり、競争が激しくなると考えられる。）	本提案では、観光圏の区域内に営業所を有する第2種旅行者に対するアンケート調査なども踏まえ、第2種旅行者に与える影響に配慮し、第3種旅行者の実施区域は国土交通大臣の認定を受けた「観光圏」の区域内までの拡大を想定しております。 道としては、本提案の実現により、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりを活発化させ、本道の観光振興や地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

【合計】

2市	その他177市町村は意見なし
----	----------------

(様式第 2 号 道民意見提出手続の意見募集結果)

道州制特区推進法に基づく国への第 6 回提案 (骨子案) についての意見募集結果

平成 26 年 6 月

道州制特区推進法に基づく国への第 6 回提案 (骨子案) について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、3 人から、延べ 3 件のご意見が寄せられました。ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲について	
<p>道州制特別区域に関しては、各養成校との協議や説明会などで調整を図っていただきたい。</p>	<p>本提案が実現した場合、申請手続きの変更等について十分な理解が得られるよう、道州制特別区域内の各養成施設等への周知を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において移譲以外の見直しを行うと判断された状況も鑑み、当面、<u>全国一律の指定基準に基づく指定、指導・監督が行われるべき。</u></p> <p>今回の提案には、養成施設の指定基準は含まれていないため、権限移譲されたとしても道の独自裁量は難しいと思われる。</p> <p>また、<u>大学である養成施設は文部科学省の指定基準も満たしてはならず、文部科学省と道双方から指定・監督を受けることとなり、道独自の特色を盛り込んだ指定、指導・監督は逆に大学の裁量権を狭めてしまう可能性が心配される。</u></p> <p>さらに、<u>全国的な管理栄養士等の配置状況を考慮すると、行政や福祉施設において未配置が多く見られる状況であることから、現時点では試験実施主体である国の責任の下、政策的な管理栄養士の配置促進を図るとともに、養成等を国が一体的に行う時機である。</u></p>	<p>本提案は、<u>栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限について、国が都道府県への移譲の検討を進めるとしていることから、その検討に資するため、道として指定・監督の事務について国からの移譲を求めるものであり、本提案が実現した場合であっても、<u>全国一律の指定基準等に基づいて道が指定・監督を行うこととしております。</u></u></p> <p>また、<u>養成施設に対する指定・監督について、文部科学省と共管となっている事項も、併せて、道への移譲を求めてまいります。</u></p> <p>さらに、<u>栄養士及び管理栄養士の養成や配置に関する基本的な政策は、引き続き国が担うものであり、道としては、そうした国の政策と連携を図りながら、取り進めていく考えです。</u></p> <p style="text-align: right;">C</p>

国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」（閣議決定）において、養成施設の今後の配置状況を踏まえ検討を進めるとして移譲以外の見直しを行うと判断された状況も鑑み、当面、全国的な整合を図った指定・監督が行われるべき。

上の閣議決定においては、管理栄養士養成施設は全て栄養士養成施設でもあるという、他の各種資格者養成とは異なる状況であることから、知事免許である栄養士養成施設の指定・監督権限の移譲が見送られたものと考えられる。養成施設の状況は、事務・権限の移譲を受けた一都道府県のみで解決できるものではなく、全国的な整合を行う必要がある。

現在、行政や食育、健康増進、医療、福祉領域における管理栄養士の配置は十分ではなく、全体的な視野に立ち「栄養の指導」の専門職である管理栄養士の配置促進を政策的に図るとともに、国の責任のもと管理栄養士養成を行うことが必要な時期である。

したがって、現時点での道独自の特色を盛り込んだ指導・監督は、本道の管理栄養士養成に混乱をきたしかねないと危惧する。

国の分権改革において、学校であるものの指定権限の移譲はされていない。本道の栄養士・管理栄養士養成施設は、すべて文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校であり、指定基準・権限の移譲が行われぬ中では、事務・監督権限の移譲は必ずしも申請者の利便性にはつながらない。

本提案は、栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限について、国が都道府県への移譲の検討を進めるとしていることから、その検討に資するため、道として指定・監督の事務について国からの移譲を求めるものであり、本提案が実現した場合であっても、全国一律の指定基準等に基づいて道が指定・監督を行うこととしております。

また、栄養士及び管理栄養士の養成や配置に関する基本的な政策は、引き続き国が担うものであり、道としては、そうした国の政策と連携を図りながら、取り進めていく考えです。

なお、養成施設に対する指定・監督について、文部科学省と共管となっている事項も、併せて、道への移譲を求めてまいります。

C

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
総合政策部地域主権局
(道州制特区グループ)
電話 0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1
内線 2 3 - 3 1 8

写

地権第102号

平成26年7月10日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

北海道知事 高橋 はるみ



道州制特別区域基本方針の変更についての提案について

このことについて、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針の変更について、別添のとおり提案します。

(総合政策部地域主権局参事)

道州制特別区域基本方針の変更についての提案

平成26年 7 月

北 海 道

道は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、基本方針の変更の素案を添えて、次のとおり提案をする。

1 法令の特例措置の追加について

基本方針の別表 1 を変更し、次に掲げる法令の特例措置を追加すること。

- (1) 北海道の観光業の振興の観点から、道内に営業所を有する第三種旅行業者が魅力ある観光資源が広域にわたって存在する地域特性に応じた募集型企画旅行を実施できるようにするため、観光庁長官が行っている旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 3 号に規定する拠点区域（一の企画旅行ごとに一の第三種旅行業者の営業所の存する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域を除き、北海道内の区域に限る。）を定める事務について、北海道知事が行うことができるよう適切な措置を講ずること。
- (2) 申請者の利便性向上や北海道の自主性・自立性の向上の観点から、国土交通大臣が指定する性能評価機関で道内に所在するものが構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部を行った場合における国土交通大臣が行っている建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定による構造方法等の認定に関する事務について、国土交通大臣のほか、北海道知事が行うことができるよう適切な措置を講ずること。
- (3) 申請者の利便性向上や北海道の自主性・自立性の向上の観点から、厚生労働大臣が行っている栄養士法第 2 条第 1 項の規定による栄養士の養成施設の指定並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣が行っている同法第 5 条の 3 第 4 号の規定による管理栄養士の養成施設の指定に関する事務について、北海道知事が行うことができるよう適切な措置を講ずること。

2 交付金の交付に関する措置の追加について

上記1の特例措置による国から道への事務の移譲に伴い、当該事務の実施に道が要する経費について、基本方針の「2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」の「(3) 交付金について」及び「3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間」の「(1) 政府が講ずべき措置について」の「②交付金の交付に関する措置等」を変更し、当該事務に係る交付金の交付に関する措置を追加すること。

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	11
事務・事業の名称	旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第3号に規定する拠点区域を定める事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が旅行業法施行規則第1条の2第3号に規定する拠点区域（一の企画旅行ごとに一の第三種旅行者の営業所の存する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域を除き、特定広域団体の区域内の区域に限る。）を定める事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、観光庁長官ではなく特定広域団体の知事が当該事務を行うこととする。</p> <p>また、特定広域団体に対し、特定広域団体が実施する当該事務に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用に係る交付金の交付に関する措置を講ずることとする。</p>
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	12
事務・事業の名称	建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26の規定による構造方法等の認定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、国土交通大臣又は特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <p>(※)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定（同条第3項の規定により国土交通大臣が指定する者で特定広域団体の区域内に所在するものが当該認定のための審査に必要な全ての評価を行った場合に限る。） 2 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の21第2項の規定による構造方法等の実物等の提出の要求 3 建築基準法施行規則第10条の5の22第1項の規定による構造方法等の認定をした旨の申請者への通知並びに帳簿の作成及び閲覧の提供 4 建築基準法施行規則第10条の5の22第2項の規定による構造方法等の認定をしない旨の申請者への通知 <p>(※) 2から4までの事務については、1の事務を特定広域団体の知事が行う場合におけるそれぞれの事務に限る。</p> <p>なお、建築基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行規則において読替えが必要な規定中「国土交通大臣の認定」とあるのは、「国土交通大臣又は特定広域団体の知事の認定」と読み替えるものとする。</p> <p>また、特定広域団体に対し、特定広域団体が実施する当該事務</p>

	に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用に係る交付金の交付に関する措置を講ずることとする。
関係省庁	国土交通省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 1 に追加するもの）

番号	13
事務・事業の名称	<p>栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設の指定及び同法第5条の3第4号の規定による管理栄養士の養成施設の指定に関する事務</p>
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣又は文部科学大臣及び厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の養成施設の指定 2 栄養士法第5条の3第4号の規定による管理栄養士の養成施設の指定 3 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第12条第1項の規定による指定養成施設の内容変更の承認 4 栄養士法施行令第13条の規定による指定養成施設の前年度卒業生等の員数の届出の受理 5 栄養士法施行令第14条の規定による指定養成施設の名称等の変更の届出の受理 6 栄養士法施行令第15条の規定による指定養成施設の廃止等の届出の受理 7 栄養士法施行令第16条各項の規定による指定養成施設の指定の取消し 8 栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）第14条第1項の規定による指定養成施設の設置者に対する報告の請求 9 栄養士法施行規則第14条第2項の規定による指定養成施設の設置者に対する指示 10 管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省、厚生省令第2号）第6条の規定による指定を受けた学校の設置者に対する報告の

	<p>請求</p> <p>なお、栄養士法施行令第9条及び第13条から第15条までの規定において都道府県知事を経由して行うこととされている事務については、これを適用しないこととする。</p> <p>また、特定広域団体に対し、特定広域団体が実施する当該事務に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用に係る交付金の交付に関する措置を講ずることとする。</p>
関係省庁	文部科学省、厚生労働省

道民アイデア整理表

No. 3512H	アイデア名	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
-----------	-------	----------------------

【アイデアの概要】

一定の農地面積を有していれば、市町村の規模に関わらず市町村単独で農業委員会を設置しなければならず、小規模市町村にとっては、農業委員のなり手不足や事務的、財政的な負担等の面から、委員会の運営は厳しい状況にある。

こうしたことを踏まえ、複数の市町村で農業委員会を共同設置できるようにする。あるいは、農業委員会の設置基準を改正する。

【事実関係の整理】

別添「農業委員会について」及び「農業委員会の共同設置について」のとおり

【提案検討をするに当たっての留意事項】

- 共同設置が可能になれば、農業委員のなり手不足を解消できるとともに、市町村にとっても事務量や財政面でより効率的に運営できる。
- 農業委員会を共同設置した場合の委員（選挙により選任される委員）の選任方法については法令上規定がないことから、共同設置を予定したものではないと解されている。
- 選挙により選任される市町村の農業委員の選任方法を道独自に設定することは可能か。
- 市町村のニーズはどれくらいあるか。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

市町村の農業委員の選任は市町村に係る事項であり、道として移譲を求める権限がないため、道州制特区提案にはなじまない。

道民アイデア整理表

No. 415	アイデア名	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
---------	-------	----------------------

【アイデアの概要・背景など】

- 北海道におけるエゾシカの狩猟期間は、網、わな及び銃の手法にかかわらず、一律、10月1日から翌年の1月31日までとなっているが、発砲等による危険がない「わな猟」については、通年、一般での狩猟を可能にするよう法規制を緩和する。
- 狩猟免許の取得者を増やし、捕獲の機会を増やすことで、エゾシカの適正な頭数管理に資する。

【事実関係の整理】

- 野生鳥獣の捕獲方法は、「狩猟」による場合と「許可捕獲」がある（鳥獣保護法第8条）。
（許可捕獲には、有害鳥獣捕獲、特定計画に基づく個体数調整等がある。）
- 狩猟免許の種類は、網猟、わな猟、第一種銃猟（装薬銃）、第二種銃猟（空気銃）の4種類。
- 狩猟期間は、主として安全確保の観点から、農林業作業の実施時期や山野での見通しのさく落葉期等を勘案し、北海道の場合は毎年9月15日から翌年4月15日までの期間と規定されている（同法第2条第5項）。
- 環境大臣は、狩猟鳥獣の保護を図る観点から、上記の狩猟期間の範囲内で実際の捕獲期間を限定できることとされており（同法第11条第2項）、北海道の場合は、毎年10月1日から翌年1月31日までの期間に短縮されている（同法施行規則第9条）。
- 道内で著しく数が増加しているエゾシカについては、道（知事）が「エゾシカ保護管理計画」を定めており、計画の目標達成のため、知事の権限で捕獲期間の延長が可能である。ただし、その延長期間は、法に定める狩猟期間の範囲内とされている（同法第14条第2項）。
- 上記延長の期間は、エゾシカの生息動向等を検討の上で決定されるため、毎年変更があり、また、地域によっても異なる。
- 許可捕獲は、狩猟と異なり、年中いつでも可能である。
- 平成24年度のエゾシカ捕獲数は、狩猟6.9万頭、許可捕獲7.5万頭で、合計14.4万頭。
- 狩猟による捕獲6.9万頭のうち、わな猟による捕獲は1%（689頭）で、その他は全て銃猟によるもの。

【道州制特区制度との整合性】

- 狩猟期間は、法令に直接日付まで明文化されており、国に対して移譲を求める権限が存在しない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議へ	○	一旦検討終了
--	--------	---	--------

- 国に対して移譲を求める権限が存在しない。
なお、わなによる通年の許可捕獲であれば、現行制度上で可能である。
- 今後の施策推進の参考となるよう、所管部（環境生活部）に対しアイデアの趣旨や検討経過を伝える。

道民アイデア整理表

No. 419	アイデア名	エゾシカの現地での埋設処理
---------	-------	---------------

【アイデアの概要・背景など】

- エゾシカの生息数が増加しており、酪農業被害が拡大するとともに、車両との衝突事故なども頻発している。
- 冬場は、エゾシカの捕獲効率が高いが、現地での埋設は数的に制約があることから大量捕獲ができない状況にある。
- そこで、期間を限定した上で、捕獲したエゾシカをまとめて現地埋設することを可能とする。

【事実関係の整理】

- 捕獲した鳥獣等については、捕獲した場所に放置することが禁止されている（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除く。）（鳥獣保護法第18条）。
- 捕獲者は、原則として、捕獲物を持ち帰るか、地形的要因等によりそれが困難な場合は、風雨等により容易に捕獲物が露出しない程度まで埋設すること等により適切に処理することが必要（環境省自然環境局長通知）。
- 捕獲した鳥獣等（死骸等）は、廃棄物処理法では一般廃棄物に区分されるが、同法の運用上、捕獲物等の埋設が適切に行われる限りにおいては、同法第16条に規定する不法投棄には当たらないとされている（環境省事務連絡）。
- 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令（市町村長の権限）の対象となる（同上）。
- 「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる」かどうかの判断は、市町村長の権限。
- 埋設に関する数的な制約は、関係法令上明記されたものはない（埋設により生活環境上影響が生じるかどうか問題）。
- 捕殺されたエゾシカは、①ハンターの自家消費、②食肉処理施設へ売却、③ペットフード製造事業者へ売却、④廃棄物処理施設へ搬入、⑤現地埋設、⑥その他の6通りの流れにより処分又は活用されており、このうち現地埋設は、全体の約17%と推計される（平成22年度 北海道経済部調査）。

【道州制特区制度との整合性】

- 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると判断し、改善の措置命令をする権限は現行制度上市町村長に付与されている。
- 国に対して移譲を求める権限が存在しない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議へ	○	一旦検討終了
--	--------	---	--------

- 国に対して移譲を求める権限が存在しない。
- 法令上、都道府県は、市町村に対し、一般廃棄物の適正処理に関し必要な技術的援助を与えることに努めることとされており、今後の施策推進の参考となるよう、所管部（環境生活部）に対しアイデアの趣旨、検討の経過を伝える。

道民アイデア整理表

No. 411	アイデア名	総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲
---------	-------	---------------------

【アイデアの概要】

- 総合特区支援利子補給金の支給に当たっては、内閣府の審査を受ける必要があるが、この審査権限を内閣府から道に移譲することにより、迅速な審査が図られる。
- 総合特区自体は既に内閣府の認定を受けていることから、個別具体的な施策（利子補給等）について道に移譲することにより迅速で地元ニーズに即した取り運びが可能となる。

【事実関係の整理】

- 総合特区制度は、産業の国際競争力の強化及び地域活性化に関する施策を、規制・制度の特例、税制・財政・金融措置により総合的かつ集中的に推進する制度。
- 総合特区支援利子補給制度とは、総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者が内閣総理大臣の指定を受けた金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、国が予算の範囲内で、指定金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するもの。
- 内閣府は、事業者からの推薦申請、金融機関の指定・利子補給契約に関し、審査を行う。
- 総合特区制度では、例えば、“北海道及び青森県の区域”など、都道府県をまたいだ特別区域の指定が可能となっている。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

次の理由により、国から道に審査権限が移譲されても、審査の処理期間が必ずしも短縮されるとは言えない。

- ・ 総合特別区域は北海道の区域内とは限らない。
- ・ 総合特区支援利子補給は、国における予算の範囲内で実施されるため、全国的な調整が必要。

道民アイデア整理表

No. 421	アイデア名	超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲
---------	-------	--------------------------------

【アイデアの概要】

- 近年、地域活性化を目的としたまちづくり活動の一環として、コミュニティFMの活用が行われており、留萌市の「FMもえる」や室蘭市の「FMびゅ〜」など、数多くの放送局が地域住民に向けて情報発信を行っており、コミュニティFMがまちづくり活動における情報発信の基盤となりつつある。
- また、阪神大震災をはじめ、新潟県中越地震や東日本大震災など、数々の大規模災害時においてもコミュニティFMは住民への情報発信において大きな役割を果たした。
- まちづくりや防災など、コミュニティFMの活用方法は多岐にわたることから、地域における様々な事務を担当する道の各（総合）振興局において、コミュニティFMの放送免許の許可事務を所管してはどうか。
- 当該事務を道の各（総合）振興局が持つことにより、地域の実情・目的を把握することが容易となり、放送免許の交付に係る事務処理量及び時間の軽減が期待される。

【事実関係の整理】

- コミュニティ放送局とは、市町村の一部の区域において、地域に密着した情報を提供するためのFM放送局をいい、地域の特色を活かした番組や防災・災害情報等を提供することにより、まちづくりへの貢献が期待されている。
- コミュニティ放送局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならないとされている。（電波法第4条）
- 平成22年に全国知事会が行った国の出先機関の事務の仕分けでは、無線局の免許などは国家的な視点から行うべき事務として国に残すとされている。
- 国においては、行政手続の電子化を推進しており、放送局の免許についても、インターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請等の手続を行うことができる。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

電波は、空間を共通の伝送路として使用するため、その無線局の発射する電波が到達する範囲であれば何処の場所においても通信をすることができるが、同じ場所で同じ周波数、あるいは、接近した周波数を使用すると、混信妨害となる等、使用する周波数及び場所の両方から制限が必要となることから国外や他地域との調整が必要であり、国が、電波法に基づき、周波数及び電波の強さを定めている。

「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（H25.9.13）」 に掲載された事務・権限のうち4次一括法で移譲されなかったもの

○：移譲以外の見直しを行う事務・権限

1：調整が整わなかった事務・権限

2：地方が移譲の要望を取り下げた事務・権限

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直し方針	見直し方針で示された見直しの方向	検討状況
1	1-3	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師の養成施設の認定及び監督	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	<p>【目的】 国家試験の受験資格等を得るため、各医療保健関係職種として必要な知識及び技能を修得させる養成を実施する。</p> <p>【業務内容】 ・養成施設の指定に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項 ・養成施設の指定の取消しに関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項</p>	—	※あん摩マッサージ指圧師については除かれている	
2	1-4	厚生労働省	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等	食品衛生法 第13条、第14条	<p>【目的】 製造・加工技術、衛生管理の高度化に対応するため、厚生労働大臣による個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより、多様な食品の製造・加工を可能とすること。また、HACCP手法を取り入れていることが承認の要件となっており、我が国における食品の衛生管理の向上のため、HACCP手法の普及を推進すること。</p> <p>【業務内容】 ・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 ・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 ・総合衛生管理製造過程の取消に関する本省への報告 ・総合衛生管理製造過程の更新の承認 ・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項</p>	○	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等について移譲について検討を進める	
提案済	1-6	厚生労働省	養成施設（栄養士に係るものに限る）の指定及び監督	栄養士法		○	養成施設の配置状況を踏まえ移譲について検討を進める	
51	1-30	厚生労働省	指定検査機関の指定及び監督	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第21条～第35条	<p>【目的】 食鳥検査法の全部又は一部を行わせる者を指定することにより、食鳥検査の適正かつ確実な実施を担保し、衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ること。</p> <p>【業務内容】 ・指定検査機関の指定 ・指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・指定検査機関の役員の選任又は解任の許可 ・指定検査機関の業務規定の認可 ・指定検査機関の業務規定の認可 ・指定検査機関事業計画等の認可 ・指定検査機関に対する監督命令 ・指定検査機関の業務の廃止の許可 ・指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・指定検査機関の立入及び指導等</p>	○	指定検査機関の指定・監督について移譲について検討を進める	
3	2-1	法務省	人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	<p>【根拠法令等】 日本国憲法、法務省設置法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権擁護委員法等</p>	<p>【目的】 我が国の人権擁護制度は、基本的人権の保障を重要な柱とする日本国憲法が昭和22年に施行されたのを受けて、人権の尊重を基本とした平和で豊かな社会の実現を目指して、昭和23年に創設された。国民の基本的人権を擁護する事務を所掌する国の機関としては、法務省人権擁護局並びにその下部機関である法務局・地方法務局及びその支局が設置され、また、法務大臣が委嘱する人権擁護委員が全国に配置されており、人権侵犯事件の調査救済活動、人権相談、人権啓発活動等の事務に当たっている。</p> <p>【業務内容】 国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもある。このことから、国は、基本的人権尊重の理念を国民一人一人に浸透させ、その理念を普及させるために人権啓発活動を実施しているところ、国が行うべき人権啓発活動の一部については、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（これを「人権啓発活動地方委託事業」という。）。人権啓発活動地方委託事業は、(a)ネットワーク事業（法務局、地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が各地で横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう、ネットワークの中で国が直接マネージメントを行い全国的に一定水準の人権啓発活動を確保するもの）と、(b)非ネットワーク事業（地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かして実施するもの）に分類される。</p>	○	移譲する方策の検討を進める	

No.	当 面 方 針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直 し方 針	見直し方針で示された見直し の方向	検討状況
4	2-2	厚生労働省	特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	医療法第25条第3項及び第4項及び第71条の3	<p>【目的】 特定機能病院について、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。 また、国民の健康を守るため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合は、国において、病院等からの必要な報告徴収、立入検査等を行うことができる。</p> <p>【関係する計画・通知等】 特定機能病院の立入検査業務実施要領（医政指発0420 第3号）</p> <p>【具体的な業務内容】 医療法第25条第3項に伴う立入検査業務として、①医療安全に関する事項、②院内感染対策に関する事項、③医薬品の安全管理体制に関する事項、④医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、⑤血液製剤・輸血にかかる管理体制、⑥職員健康診断に関する事項等。</p>	1		
5	2-4	厚生労働省	特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、立入検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<p>【具体的な業務】 感染症指定医療機関からの報告徴収等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項（報告の請求及び検査）に基づき、都道府県知事（特定感染症指定医療機関にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。）は、第37条第1項及び第37条の2第1項に規定する費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。</p>	○	特定感染症指定医療機関に対する報告の請求及び検査については、都道府県が主体的に行う方向で運用する	
6	2-5	厚生労働省	医師等の臨床研修施設等の指導監督	【根拠法令】 なし（任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。）	<p>【目的】 臨床研修が必修化されたことに伴い、臨床研修病院において適正な臨床研修が実施されるようにするため指導体制、研修プログラム、研修の実施状況、病院の運営状況等について指導等実地検査を実施する。</p> <p>【業務内容】 ・新たに臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の定期的な実地調査 ・各種手続き（年次報告等）の事務処理 等</p>	1		
7	2-6	農林水産省 経済産業省 環境省	食品関連事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	<p>【目的】 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>【業務内容】 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。 ・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付（法第9条第1項） ・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知（法第11条第1項、第2項、第5項及び第6項） ・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示（法第15条第1項及び第2項） ・登録再生利用事業者の登録の取消し（法第17条第1項及び第2項） ・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項）</p>	1		
8	2-7	経済産業省	認証製造業者等、認証加工業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	工業標準化法	<p>【目的】 ・JISマーク制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としており、鋳工業品の製造事業者等が、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けて、その製造又は加工する鋳工業品、包装等にJISに適合するものであることを示す特別な表示（JISマーク）を表示することができる任意の制度。 ・主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・主務大臣は、必要に応じて認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対して、適合命令、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・認証製造業者等でない者がJISマークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。</p> <p>【業務内容】 ・認証機関の登録（法第19条、第20条、第23条） ・認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（法第21条） ・認証製造業者等に対する表示の除去命令等（法第22条） ・登録の更新（法第28条） ・登録認証機関からの届出等の処理（法第29条、第31条、第32条、第33条、第34条） ・登録認証機関に対する適合命令（法第36条） ・登録認証機関に対する改善命令（法第37条） ・登録の取消し（法第38条） ・登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査（法第40条）等</p>	1		

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直し方針	見直し方針で示された見直しの方向	検討状況
9	2-9	経済産業省	ガス用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内にあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査等	ガス事業法	<p>【目的】 ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、ガスの使用者の利益を保護し、ガス用品の製造及び販売を規制して公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>【業務内容】 技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等</p>	1		
10	2-10	経済産業省	包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者（一の都道府県の区域内にあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	割賦販売法	<p>【目的】 割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受ける損害の防止等により、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にする。</p> <p>【業務内容】 割賦販売法に基づき、前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対して、許可・登録、立入検査、処分等に関する事務を実施。 ※既に都道府県へ権限が委任されている事務： ・一の都道府県内にのみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務 ・加盟店調査義務等に違反する個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、報告徴収、業務停止命令、立入検査に関する事務（一の都道府県内に消費者の被害が限定される場合に限る）。</p>	1		
11	2-11	経済産業省	電気用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内にあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査等	電気用品安全法	<p>【目的】 電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、電気用品による製造、販売等を規制すると共に電気用品による危険及び障害の発生を防止を目的とする。</p> <p>【業務内容】 技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>	1		
12	2-12	経済産業省	家庭用品の製造業者・販売業者（卸売業者に限る）・表示業者（一の都道府県の区域内にあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	家庭用品品質表示法	<p>【目的】 家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>【業務内容】 表示基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・販売（卸売業者）・表示事業者の不正確表示の申出受理及び調査、製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等を行う。</p>	1		
13	2-13	経済産業省	液化石油ガス器具等の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内にあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	<p>【目的】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、液化石油ガス器具等の製造及び一般消費者等への販売等を規制することにより、液化石油ガスによる事故・災害を防止し、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>【業務内容】 技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>	1		
14	2-14	経済産業省	消費生活用製品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内にあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査等	消費生活用製品安全法	<p>【目的】 消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的とする。</p> <p>【業務内容】 技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>	1		
15	2-15	経済産業省	揮発油販売業者等（一の都道府県の区域内にあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	揮発油等の品質の確保等に関する法律	<p>【目的】 国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。</p> <p>【業務内容】 揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告徴収、立入検査 等</p>	1		

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直し方針	見直し方針で示された見直しの方向	検討状況
16	2-16	経済産業省 農林水産省	特定事業者、特定荷主等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する指導・助言、報告徴収、立入検査	エネルギーの使用の合理化に関する法律	<p>【目的】 内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること</p> <p>【業務内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定事業者等の指定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）エネルギー使用状況届出書の受理 （2）特定事業者等の指定 特定事業者等からの報告に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）エネルギー管理統括者・企画推進者及び管理者（員）選任届出書の受理 （2）定期報告書の受理 （3）中長期計画書の受理 特定事業者等への措置に関する事項 指導・助言、報告徴収・立入検査等 	1		
17	2-17	経済産業省	指定表示事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査	資源の有効な利用の促進に関する法律	<p>【目的】 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>【業務内容】 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第37条第2項） 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>	1		
18	2-18	経済産業省 環境省	小売業者及び製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	特定家庭用機器再商品化法	<p>【目的】 小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保</p> <p>【業務内容】 小売業者又は製造業者等からの報告徴収を（特定家庭用機器再商品化法（以下「法」）第52条）、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第53条）を実施。 ・報告徴収 ・特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 ※法第56条及び同施行令第7条により、経済産業局長に委任（但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない）</p>	1		
19	2-19	環境省 経済産業省	認定事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	<p>【目的】 小型家電リサイクル法では、使用済小型家電の再資源化を促進するため、国が認定した事業者等に対して、再資源化に係る責務や目標を定めている。</p> <p>【業務内容】 経済産業局において、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。 ・認定事業者等に対する報告徴収（法第16条） ・認定事業者等に対する立入検査（法第17条）2</p>	1		
20	2-20	環境省 農林水産省 経済産業省	特定容器利用事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	<p>【目的】 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。</p> <p>【業務内容】 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。 ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第7条の6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・特定事業者に対する立入検査（法第40条）</p>	1		
21	2-21	環境省	自動車製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律	<p>【目的】 大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。</p> <p>【業務内容】 メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する報告の徴収及び立入検査の措置を行っている。</p>	2		

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直し方針	見直し方針で示された見直しの方向	検討状況
22	2-22	環境省 経済産業省	特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収、立入検査	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	<p>【業務内容】 主務大臣は特定特殊自動車の使用者に対し、法第18条に基づく技術適合命令、同法第28条に基づく特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについての指導及び助言、同法29条に基づく特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等ができることとなっている。 なお、法33条及び同法施行規則第36条第1項の規定により、上記の事務については経済産業局長に委任されている。</p>	○	使用者への技術適合命令等について移譲について検討を進める	
23	2-23	総務省	特定信書便事業の事業許可、信書便約款の認可、報告徴収、立入検査等	民間事業者による信書の送達に関する法律	<p>【目的】 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づき、郵便法（昭和22年法律第165号）と相まって、信書の送達の役割について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図る。</p> <p>【業務内容】 ・特定信書便事業に関する許認可（例：事業許可、信書便約款・管理規程の認可）等（二以上の総合通信局・沖縄総合通信事務所の管轄区域にわたる役割又は国際信書便の役割を提供するものを除く。） ・特定信書便事業者に対する検査等</p>	1		
24	2-24	総務省	①情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）、②研究開発（国の委託研究）、③地域振興等（地方公共団体に対する助成）	—	<p>■情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成） 【目的】 地域における情報通信技術の振興強化を図るため、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術分野における研究開発や活用方策等の検討を行い、その成果を広く展開することを目的として実施する。 【業務内容】 ① 調査の実施（地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ等についての現状調査等） ② 検討会の開催 ③ 成果の周知（セミナーなど） なお、民間に対する助成は現在行っていない。</p> <p>■研究開発（国の委託研究） 【目的】 先端の情報通信技術分野における基礎的でハイリスクな技術の研究開発を国が推進することで、イノベーションの源泉となるICT分野の基盤となる技術を確立し、我が国が抱える社会的課題の解決や我が国の国際競争力の強化に資すること。 【業務内容】 総合通信局においては、本省での研究開発課題採択の決定に基づき、以下の庶務的業務を実施。 ア 地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務 イ 地域の企業・大学等との契約書類（研究計画を含む）・相談事務 ウ 委託契約に係る経理検査事務（会計検査院対応を含む） エ 公募説明会・成果発表会の開催に係る事務等</p> <p>■地域振興等（地方公共団体に対する助成） 【目的】 情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進を支援することにより、住民利便の向上、地域の諸課題の解決、地域経済社会の活性化等を図る。 【業務内容】 ① 情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査 ② 複数の市町村域・県域にまたがるICT利活用を推進するための、ICT導入の標準仕様策定に向けた支援事務 ③ これまでの事業主体に対する会計検査院の実地検査対応</p>	1		
25	2-25	農林水産省 国土交通省	国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の維持・管理・更新（財産権、水利権を含む）に関する事務（国、都道府県及び施設管理者による三者協議が整ったものに限る）	土地改良法	<p>【概要】 我が国の優良農業地域を支える農地・農業用水は、ダムや頭首工等の水源施設から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成。 国は、地区全体の用排水計画の作成、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、農業水利権の調整を行うとともに、大規模で高度な技術性を有する基幹的施設は国が、それ以下の末端施設は県営事業等により地方が役割分担して整備。 国営事業については、農林水産大臣が我が国の食料供給力の確保を図るため、国内食料生産の中核を担う広域の優良農業地域を対象とした国営土地改良事業計画を決定し、採択した事業地区に予算を割当。</p> <p>【業務内容】 地方農政局（農村計画部、整備部、事業所等）は、 ①管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ②国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ③土地改良法に基づく開始手続き ④事業計画に基づく事業の実施 ⑤農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ⑥期中評価や事後評価等の実施 ⑦国営土地改良財産の管理等の事務を執行。</p>	○	移譲の発意があった場合、施設管理者を含め三者協議を実施	

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直し方針	見直し方針で示された見直しの方向	検討状況
26	2-26	経済産業省	総合効率化計画の認定等	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	<p>【目的】 物流・流通業務効率化等に関する事務は、我が国産業の国際競争力の強化、消費者需要の高度化・多様化への対応並びに物流分野における環境負荷の低減を目的とする。</p> <p>【業務内容】 事業者が申請する「総合効率化計画」について国が定める「基本方針」にもとづき認定し、必要に応じて認定事業者より実施状況の報告徴収を行い、認定された計画に従って事業を実施していないと認められる場合には当該認定を取り消す。また、申請事業者が特定流通業務施設を整備する際に、当該施設が省令で定める基準に適合しているかの確認を行う。</p>	1		
27	2-27	国土交通省	国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る）の管理に関する事務（占用・行為許可等を含む）	<p>【根拠法令】 都市公園法（第35条）及び都市公園法施行令（第33条）</p>	<p>【目的】 地方整備局において、広域的な見地から、国の設置に係る都市公園の管理に関する事務（占用・行為許可等を含む）を実施している。</p> <p>【具体的な業務内容】 ・安全・快適な公園利用を確保し、適切な利用サービスを提供するための植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等、多岐に渡る維持管理業務 ・公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占用許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等、都市公園法に基づく公権力の行使に係る許認可事務</p>	2		
28	3-1 4-2	厚生労働省	①国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督、②地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	<p>職業安定法 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律</p>	<p>①国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督</p> <p>【目的】 職業紹介事業・労働者派遣事業について、職業安定法及び労働者派遣法に基づき、法違反等なく適正に実施されるようにする。</p> <p>【根拠法令】 職業安定法第30条、第48条の2、労働者派遣法第5条、第48条等</p> <p>【業務内容】 都道府県労働局において、派遣会社等を訪問し、派遣労働者の管理台帳や派遣契約書等を確認する方法によって、職業紹介事業、労働者派遣事業が適正に実施されるための法違反等に対する指導監督業務を実施している。また、事業開始の許可申請に係る書類等の審査業務など、職業紹介事業、労働者派遣事業の許可等に関する事務を実施している。</p> <p>②地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督</p> <p>【目的】 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、法違反等なく適正に実施されるようにする。</p> <p>【根拠法令】 職業安定法第33条の4、第48条の2等</p> <p>【業務内容】 都道府県労働局において、事業所への訪問や帳簿書類の確認等の方法により、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が適正に実施されるための法違反等に対する指導監督業務を実施している。また、届出の内容が法令等に適合するかを確認するなど、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の届出に関する事務等を実施している。</p>	○	ハローワークの求人情報の提供等	
29	3-2 4-3	厚生労働省	雇用保険の適用、認定、給付等	<p>雇用保険法第7条、第15条、雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等</p>	<p>【目的】 労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定と再就職の促進を図ること</p> <p>【業務内容】 国の出先機関である公共職業安定所（ハローワーク）において、事業主が新たに労働者を雇用した時や労働者が離職した時の届出の受理、失業者に対する失業給付の受給資格決定・認定・給付等を実施している。</p>	○	一体的実施施設において利用者から十分なニーズが見込める場合に積極的に取り組む	
30	3-3	環境省	認定申請の受付および経由	<p>石綿による健康被害の救済に関する法律</p>	<p>【目的】 国の責務で、行政的な石綿健康被害者の救済措置を講ずること。</p> <p>【業務内容】 石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務</p>	○	申請の受付・経由を行う者として指定を希望する地方公共団体を積極的に指定	
31	4-4	厚生労働省	相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん	<p>個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律</p>	<p>【業務内容】 全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置（全国385箇所）し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、総合労働相談を行っている。 また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている（あっせんは紛争調整委員会に委任）。</p>	○	労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進	
提案済	4-5	農林水産省	農地転用の許可等	農地法		○	H26を目的に農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討など	

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直し方針	見直し方針で示された見直しの方向	検討状況
32	4-6	農林水産省	食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務のうち地方公共団体に対する助成及び民間に対する広報啓発	—	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全及び消費者の信頼の確保 食育の推進 <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品の安全性を確保するための施策に関する情報の提供（説明会）や関係者相互間の情報・意見の交換（意見交換会）等を実施（この結果を踏まえて、食品の安全性向上のための施策を策定） 地方農政局及び地方農政事務所に設置された消費者の部屋等（移動消費者の部屋を含む）における展示等を通じ、農林水産行政や食生活に関する情報提供を実施 消費者相談窓口として、電話対応や訪問者に対する消費者相談を実施し、必要に応じ、意見を施策へ反映 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検 消費・安全対策交付金についての、事業計画書の審査、承認、交付事務、事後評価 都道府県・市町村を含む食育関係者の広域的なネットワークを構築し、連携を促進するため、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県や市町村に対する食育推進のための働きかけ、地域協議会への参加、地域の優良事例の情報収集・提供。 ②栄養バランスのよい日本型食生活の実践、食品の安全性確保対策、食料自給率の向上対策等に関し、ホームページ、講演等を通じて情報提供。 	○	政策目標の達成等に向け、地方の意見も踏まえて対応	
33	4-7	農林水産省	園芸農産物等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務（民間に対する調整、地方公共団体に対する助成及び地方公共団体による生産・流通対策等に係る調整）	—	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食物品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等並びに環境保全や鳥獣被害・災害対策等 <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要に対応した生産の拡大、自給率の向上、国際的な飼料や資材価格の上昇等の全国的な課題に対応するため、国の直接採択事業等により新技術の導入・確立、広域的な供給体制の整備等を行う先進的な取組を支援し、取組成果の地域への普及等を行う業務（産地活性化総合対策事業、生産環境総合対策事業等） 農畜産物の安定供給を実現するため、需要に応じた各地域の生産量の調整、高騰・下落時の緊急的な需給調整、品目別の経営安定対策による生産者に対する支援のための周知・指導、農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整等に関する事務（野菜価格安定・需給安定対策、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）、養豚経営安定対策、食肉流通改善合理化支援事業等） 経営所得安定対策により水田を活用して米以外の麦、大豆、新規需要米等の生産拡大を推進し自給率の向上と米の需給調整を進めるため、米の需給調整業務と連携した現場の実状に即した対策の普及推進、市町村、協議会等の地域の推進組織との連絡・指導、地域性を配慮した支援を行うための地域の取組把握、地域の加工業者や畜産農家の大豆や飼料用米等の需要情報の提供等の業務（経営所得安定対策等） 環境保全に効果の高い営農活動の取組を増加していくため、環境保全型農業直接支援対策により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して行う直接支払い等の業務を実施。（環境保全型農業直接支援対策） その他、災害や鳥獣被害など県境を越えて発生する課題に対応して、広域的な対策の推進、調整、指導等の業務を実施 	○	政策目標の達成等に向け、地方の意見も踏まえて対応	
34	4-8	経済産業省	立入検査等	下請代金支払遅延等防止法	<p>【目的】</p> <p>下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正化するとともに、下請事業者の利益を保護し、国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請事業者からの申告対応 親事業者への立入検査の実施 立入検査結果に基づく親事業者への改善指導 （悪質な違反について）公正取引委員会への措置請求事案の組成 	○	国と地方公共団体の連携等	
35	4-9	経済産業省	自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告	工業用水道事業法	<p>【目的】</p> <p>工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、工業の健全な発達に寄与すること。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用工業用水道布設の届出・変更の届出・給水廃止の届出（法第21条第1項及び第2項） 自家用工業用水道に関する報告（法第23条第2項） ※自家用工業用水道に関する届出・報告の受理については、「工業用水道事業法に基づく事務の取扱について（平成2年12月10日通商産業大臣通達、2立第2141号）」をもって経済産業局長に事務委任がなされている。 	1		

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直し方針	見直し方針で示された見直しの方向	検討状況
36	4-10	経済産業省	事業計画の認定等	中心市街地の活性化に関する法律	<p>【目的】 中心市街地の活性化に関する事務は、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を目的として、中心市街地の活性化に関する法律（以下、中活法という）に基づき、都市機能の市街地集約やまちなか居住、中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化等の持続可能な都市形成への取り組みを支援するものである。</p> <p>【業務内容】 ・中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金の交付事務 ・特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 ・中心市街地活性化に関する委託事業の実施 ・市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言等</p>	1		
37	4-11	経済産業省	事業計画の認定等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	<p>【目的】 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、異分野の中小企業が連携し、互いの経営資源を活用する等、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。</p> <p>【業務内容】 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務</p>	1	法に基づく課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認事務については、都道府県に移譲する方向で検討を進める	
38	4-12	経済産業省	中小企業承継事業再生計画の認定、認定支援機関の認定及び監督等	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（※産業競争力強化法）第39条の2～、第40条～中小企業基本法第22条第4項	<p>【目的】 全国の中小企業の事業の再生及び事業引継ぎを適切に支援するため、全国の中小企業の支援体制や制度の整備、中小企業承継事業再生の円滑化等を行う。</p> <p>【業務内容】 ・支援業務を行う認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の業務運営の適正化や監督 ・中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定</p>	○	※国及び地方公共団体の役割の明確化、相互の連携	
39	4-13	経済産業省	自動車製造業者等に対する報告聴取、立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律	<p>【目的】 大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。</p> <p>【業務内容】 メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する報告の徴収及び立入検査の措置を行っている。</p>	2		
40	4-14	経済産業省	研究開発計画の認定等	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律	<p>【目的】 中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講じ、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を促進し、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図る。</p> <p>【業務内容】 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 ・「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務（申請受付、認定、計画変更対応等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募/採択、契約、事業管理、確定等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及等</p>	○	国と地方公共団体の連携等	
41	4-15	経済産業省	事業計画の認定等	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	<p>【目的】 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者が地域資源（伝統技術、農林水産品、観光資源）を活用しての、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。</p> <p>【業務内容】 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務</p>	1		

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直し方針	見直し方針で示された見直しの方向	検討状況
42	4-16	経済産業省	支援及び助言等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	<p>【目的】 国際的な企業誘致競争が激化する中で、立地競争力を強化するため、諸外国に劣らない国内立地環境の整備等を図ること。 企業の経済活動は既存の行政区域にとらわれることなく行われており、産業競争力強化につながる成長分野において、広域的な産業集積の形成及び活性化に係る取組を全国的な視点から支援することで競争力を強化すること。</p> <p>【業務内容】 企業立地促進法は、国の同意を受けた基本計画（都道府県及び市町村が協力して作成）を策定した地域に対して、法の特例等の支援を講じる。経済産業局では、本法に関連し、以下の事務を実施する。 ・補助金にかかる執行業務（補助金の申請受付、確定検査等） ・法律に基づき設置される「地域産業集積活性化協議会」への参加及びアドバイス業務（都道府県や市町村からの求めに応じて協議会に参加し、国の方針や産業界の全国的な動向も踏まえながら助言等を実施） ・基本計画、補助金、法施行関連の相談対応（法の施行や主務大臣に対する基本計画の協議の申し出などに対し、地域性も踏まえつつ、国の立場から相談を実施する）</p>	1		
43	4-17	経済産業省	事業計画の認定等	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	<p>【目的】 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用しての、新商品・新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。</p> <p>【業務内容】 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・農工商等連携促進法による事業計画認定に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務</p>	1		
44	4-18	経済産業省	事業計画の認定等	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	<p>【目的】 地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を図ることで、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的として、商店街等が行う少子高齢化、安全・安心、生産性向上、創業・人材等の社会課題に対応した取組を支援する。</p> <p>【業務内容】 ・地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務 ・地域中小商業支援事業費補助金の交付事務</p>	○	国と地方公共団体の連携等	
45	4-19	経済産業省	新規産業の環境整備に関する事務（産業クラスターの支援、ソーシャルビジネスの振興）	—	<p>【目的】 我が国産業の国際競争力強化等に資する新事業の創出等</p> <p>【業務内容】 ・経済産業局の具体的な業務内容：産業クラスター支援として、平成13年度以降、企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、広域的な産学官のネットワーク形成によるコーディネートを実施。 ・立ち上げ期、成長期を経て、平成22年度から1年前倒しで自律的發展期に移行しており、国の支援は、各産業クラスター活動の自立化に向けた地域主導の取組に対する側面的な支援にシフト。</p>	1		
46	4-20	経済産業省	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に関する事務（地域イノベーション、情報処理の促進）	—	<p>【目的】 我が国経済全体の発展、国際競争力強化の観点から、新事業・新産業の創出につなげるため、企業、大学、公的研究機関などの産学官連携による高度技術の開発について、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点に立った事業を実施する。</p> <p>【業務内容】 本省が予算要求、公募・採択取りまとめ、プロジェクトの一元管理等を行い、経済局が事前相談、応募受付、実施体制・地域経済への寄与等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理に加え、制度見直し等に関する本省への提案等を行っている。</p>	1		
47	4-21	経済産業省	JAPANブランド育成支援事業に関する事務	—	<p>【目的】 複数の中小企業が協働して行う、海外市場へ向けた商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援することにより、中小企業の海外販路の拡大を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とするもの。</p> <p>【業務内容】 ・地域における案件発掘、ニーズの収集 ・補助金の交付・確定に係る事務</p>	1		

No.	当 面 方 針 No.	府省名	事務・権限	法律名	事務・権限の概要	見直 し方 針	見直し方針で示された見直し の方向	検討状況
48	4-22	国土交通省	観光振興等（民間に対する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等）	【根拠法令】 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律等	【目的】 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること。 【業務内容】 ・都道府県の枠を越えて自治体等が広域で取組む訪日プロモーションについての国と地方による連携事業の実施（日本向け旅行商品造成のための旅行会社関係者等の招請、海外の旅行博への出展等） ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条第3項に基づく観光圏整備実施計画の認定 ※観光庁において実施している事務	1		
49	4-23	国土交通省	直轄砂防事業等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	【根拠法令】 砂防法、地すべり等防止法施行令等	【目的】 流域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、土砂流出による災害から人命、財産等を守ること等 【業務内容（主要なもの）】 ・砂防設備、地すべり防止施設に関する事業（以下「砂防事業等」という。）のうち地方公共団体が行う事業以外のもの（以下「直轄砂防事業等」という。）に関する工事の実施の全体計画及びその実施計画に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の調査に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の実施の調整に関すること。 ・直轄砂防事業等に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。	2		
50	4-24	国土交通省	①総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括、②旅客自動車運送事業の許認可等、③自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 道路運送法	■①総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括 【目的】 地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること。 【根拠法令】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 【主な業務内容】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、地方運輸局において、市町村から地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの必要な助言等。 ■③自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業） 【主な業務内容】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、生活交通が独立採算では確保できない地域の移動手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路に係る路線維持等に対して助成を実施。地方運輸局においては、本事務の申請書類の受付・送付など国土交通本省の補助的事務を実施。 ※国土交通省本省において一元的に交付決定	○	持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備	

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について

1 提案事項

区分	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容
地方 に 対 す る 規 制 緩 和	農用区域内への農家レスト ランの設置の容認 (本提案は、北海道、青森県、山 形県、群馬県、石川県、福井県、 静岡県、愛知県、三重県、奈良県、 鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、 熊本県及び全国知事会の共同提案)	農家レストランを農業振興地域の整備に関する 法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定め る農業用施設と位置づけ、農用区域内におい て農家レストランの設置を可能とすべき。
	都道府県が行う J A 等に対 する計量証明事業の登録に 係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壌中の物質の濃度 について、分析値を提供する場合、計量証明事 業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境 計量士を配置し、事業所ごとに都道府県知事の 登録を受けなければならない。J A 等が行う土 壌診断については、当該計量証明事業に該当し ないものとなるよう、関係政令に規定を設けて いただきたい。

2 今後のスケジュール

7月中旬～8月上旬	内閣府から所管府省への意見照会①
8月中旬～9月中旬	提案主体、地方6団体への意見照会
9月中旬～末	内閣府から所管府省への意見照会②
10～11月	国・地方間で最終調整
12月末	地方分権改革推進本部・閣議決定 所要の法律案を国会に提出